

奈良県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等のにめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があり、その対策は大変重要である。そのため「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、本県におけるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する。

2 計画の位置づけ 「ギャンブル等依存症対策基本法」第13条第1項に基づき策定

3 計画期間 令和7年度から令和9年度まで

第2章 本県のギャンブル等をめぐる状況

1 ギャンブル等の施設の状況

・奈良県営競輪場・・・来場者数は減少、一方、売り上げに占めるインターネット投票は増加
・ぱちんこ営業所の状況・・・ぱちんこ営業所数は減少傾向(H29年 89箇所、R5年 56箇所)

2 ギャンブル等依存症問題の現状

・国内の成人のうち「ギャンブル等依存症を疑われる者」の割合:2.2%(SOGS)/1.6%(PGSI)
(令和2年調査) ※「SOGS」と「PGSI」はスクリーニングテストの種類のこと
・相談件数:R2年129件、R3年229件、R4年214件

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講じ、依存症者及びその家族等が円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらに関する施策との有機的な連携が図られるよう配慮する
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう配慮する

第4章 具体的な取組

発生予防

普及啓発・予防教育

- 依存症についての正しい知識の普及啓発
- 予防教育の振興
- 不適切な誘引の防止
- ギャンブル等の取締りの強化
- 社会における関連施策との連携を図り、適切な支援により問題解決を図る社会を構築

進行予防

相談支援

- 相談拠点(精神保健福祉センター)等の周知
- ギャンブル等依存症の相談支援体制の整備
- ギャンブル等依存症関連問題に関わる関係機関との連携

治療支援

- ギャンブル等依存症専門医療機関の設置
- ギャンブル等依存症回復プログラムの実施

再発防止

民間団体との連携

自助グループや家族会等の民間団体と連携し、ギャンブル等依存症者やその家族等への支援を行う

社会復帰支援

ギャンブル等依存症者が回復し、依存症者とその家族等の社会復帰が円滑に進むよう、職場などに対して依存症者への理解を促す

基盤整備

依存症対策の基盤整備

- ギャンブル等依存症及びギャンブル等依存症関連問題に適切に対応できる人材の養成
- 県による連携会議(行政、医療機関、自助グループや家族会等)を開催することにより各団体の連携を促進し、包括的な連携協力体制を構築

第5章 推進体制等

1. 計画の推進体制

計画を推進するために、関係団体が、それぞれ責務・役割を担うとともに、相互に連携を図り、ギャンブル等依存症対策を推進する。

2. 計画の進行管理

行政、医療、司法等の関係機関や自助グループ、関係事業者等からなる「奈良県ギャンブル等依存症対策連携会議」において、進捗管理を行うとともに、国の基本計画や社会情勢等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。